# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名					
7	倉吉市	地方税収納事務	基礎項目評価書			

# 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

倉吉市は、地方税の収納に関する事務(滞納管理に係るものを除く。以下「地方税収納事務」という。)における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

# 評価実施機関名

鳥取県倉吉市長

### 公表日

令和7年9月24日

[令和7年5月 様式2]

#### I 関連情報

適用した理由

I 関連情報					
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務				
①事務の名称	地方税収納事務				
②事務の概要	地方税収納事務は、地方税法その他の地方税に関する法律の規定に従い、納税者から納められる各種の地方税に関し、次に掲げる事務を行うものである。ただし、地方税の滞納管理に係るものを除く。 【調定登録・変更事務】 課税事務にて賦課された当初課税情報及び課税更正情報を受領し、調定情報として管理する。 【収納消込事務】 入金情報を取込み、調定額と収入額を比較し、完納・未納・過誤納の把握を行う。 【口座振替の管理】 口座振替処理を行い、結果確認を実施する。 【還付・充当事務】 収納消込、課税更正による調定変更の結果、収入が調定を超えて納め過ぎ(過誤納)の状態になった場合に、過誤納分に対して還付事務または充当事務を行う。 【督促事務】 納期限までに完納しない納税義務者に対し、督促状を発送して納付を促す。 【返戻・公示事務】 送付先不明などの理由で督促状が返送された場合に、対象者調査を実施し、再度送付する。調査した結果、不明であった場合は、公示を行う。 【年次繰越事務】 会計年度内の収入実績をまとめ、財務会計担当部署への提出用資料を作成する。				
③システムの名称	宛名システム、収納システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイル:	名 2				
(1)宛名特定個人情報ファイル (2)収納特定個人情報ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表 項番24 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条				
4. 情報提供ネットワークシ	・ステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する [ 実施しない 2)実施しない 3)未定				
②法令上の根拠	なし				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	市民生活部 税務課				
②所属長の役職名	税務課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求				
請求先	〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地 倉吉市 総務部 総務課 電話0858-22-8111				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地1 倉吉市 市民生活部 税務課 電話0858-22-8113				
9. 規則第9条第2項の適	用 [ ]適用した				

# Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未满 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和7年7月1日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		]	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和7年7月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 近山する村た旧八情報	休成町    曹ツ性	704					
[ 基礎	項目評価書	]		. —	書 書及び重点項目評価書 書及び全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[ +分·	である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ +分	である	1	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ +分	である	1	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない							
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ +分	である	]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供	ネットワークシ	ステムを通じた	:提供を除く。)	[ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[		1	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		0 ]	]接続しない(入手)	[ 〇 ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[		]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[		]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて			

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業		۱۱ [	、手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	「 十分である 特定個人情報を含む事類は 硝	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 3 課題が残されている			
判断の根拠	特定個人情報と古む音類は、確実は、ペイプノル理等で1月とこむに、これらの対象を確実に実施したことの確認を複数人で行っている。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。					
9. 監査						
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[ ] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・	<b>啓発</b>					
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[ ]全	<b>逹項目評価又は重点項目評価を実施する</b>			
最も優先度が高いと考えられる対策	[8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ] <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発					
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	特定個人情報を含む書類は、確との確認を複数人で行っている。 スクへの対策は「十分である」と	これらの対策を講じ	等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したこ ていることから、特定個人情報漏えい・滅失・毀損リ			

#### 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I -5-②	税務課長 谷口 剛	税務課長	事後	様式の変更に伴う修正
令和1年6月26日	<b>I</b> I −1	平成27年10月9日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	<b>I</b> I −2	平成27年10月9日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	IV	記載なし	新規追加	事後	様式の変更に伴う修正
令和3年3月5日	I -5-①	総務部 税務課	生活産業部 税務課	事後	
令和3年3月5日	I -8	〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地 倉吉市 総務部 税務課 電話0858-22-8114	〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地 1 倉吉市 生活産業部 税務課 電話0858- 22-8113	事後	
令和6年9月2日	I -3	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表第一項番16 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第1の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内 閣府・総務省令第5号)第16条	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表 項番24 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・ 総務省令第5号)第16条	事後	法の改正に伴う修正
令和6年9月2日	I -5-①	生活産業部 税務課	市民生活部 税務課	事後	
令和6年9月2日	I -8	〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地 1 倉吉市 生活産業部 税務課 電話0858- 22-8114	〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地 1 倉吉市 市民生活部 税務課 電話0858- 22-8114	事後	
令和6年9月2日	<b>I</b> I −1	平成31年4月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	
令和6年9月2日	II -2	平成31年4月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	
令和7年9月24日	<b>I</b> I −1	令和6年7月1日 時点	令和7年7月1日 時点	事後	
令和7年9月24日	Ⅱ-2	令和6年7月1日 時点	令和7年7月1日 時点	事後	
令和7年9月24日	IV-4	委託しない	十分である	事後	
令和7年9月24日	IV-8	-	十分である 特定個人情報を含む書類は、確実なマスキン グ処理等を行うとともに、これらの対策を確実に 実施したことの確認を複数人で行っている。こ れらの対策を講じていることから、人為的ミスが 発生するリスクへの対策は「十分である」と考え られる。	事後	様式の変更に伴う修正
令和7年9月24日	IV-9	自己点検	自己点検 内部監査	事後	
令和7年9月24日	IV-11	-	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式の変更に伴う修正
令和7年9月24日	IV-11 判断の根拠	-	十分である 特定個人情報を含む書類は、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に 実施したことの確認を複数人で行っている。これらの対策を講じていることから、特定個人情報漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式の変更に伴う修正